

令和7年度

定期監査・行政監査結果報告書

令和8年3月26日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 23 号
令和 8 年 3 月 26 日

かすみがうら市議会議長	来 栖 丈 治	様
かすみがうら市長	宮 嶋 謙	様
かすみがうら市教育委員会教育長	井 坂 庄 衛	様
かすみがうら市農業委員会会長	飯 田 敬 市	様
かすみがうら市選挙管理委員会委員長	福 田 與兵衛	様
かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員長	漆 野 利 雄	様

かすみがうら市監査委員 都 賀 重 信
かすみがうら市監査委員 茅 場 武 史
かすみがうら市監査委員 岡 崎 勉

令和 7 年度定期監査及び行政監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度の定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

なお、当該監査結果に基づき又は参考として措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

令和7年度 定期監査及び行政監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項の規定に基づく監査

第2 監査した監査委員

都 賀 重 信
茅 場 武 史
岡 崎 勉

第3 監査の対象

令和7年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事務の管理及び一般行政事務の執行、工事の設計施工等の状況並びに施設の管理運営状況

第4 監査の着眼点

- 1 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- 2 経営に係る事務の管理が、合理的かつ能率的に行われているか。
- 3 事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- 4 工事の設計施工等が適正に行われているか。
- 5 施設の維持管理、安全管理が良好であるか。

第5 監査の主な実施内容

事前に提出を求めた監査資料に基づき、関係職員等から説明を聴取するなどにより、かすみがうら市監査基準に準拠して監査を実施した。

工事進捗状況監査は、監査時点において施工している工事箇所を抽出し、関係書類及び工事現場の監査を実施した。

施設監査は、施設に出向き関係書類及び現場の監査を実施した。

第6 監査の日程及び実施場所

(1) 本監査／監査基準日…令和7年9月30日現在

監査期日	監査対象	実施場所
令和7年11月4日	市民部	千代田庁舎 第1会議室
	消防本部	
	監査委員事務局	
令和7年11月5日	産業経済部	
	農業委員会事務局	
	教育委員会事務局	
令和7年11月10日	保健福祉部	
令和7年11月11日	都市建設部	
	会計事務局	
	議会事務局	
令和7年11月12日	総務企画部	

(2) 工事進捗状況監査

監査期日	監査対象	所管課
令和8年1月13日	R7国補公共第1号 農集上稲吉地区 公共下水道接続工事	都市建設部 上下水道課

(3) 施設監査

監査期日	監査対象	所管課
令和7年10月22日	霞ヶ浦中学校	教育委員会事務局 学校教育課
	霞ヶ浦南小学校	
	霞ヶ浦北小学校	
令和7年10月24日	多目的運動広場	教育委員会事務局 生涯学習課
	体育センター	
	霞ヶ浦南小学校 児童クラブ	保健福祉部 子育て支援課
	東消防署	消防本部 東消防署
	水道事務所	都市建設部 上下水道課
令和8年2月5日	やまゆり館	保健福祉部 社会福祉課
	ウェルネスプラザ	保健福祉部 健康増進課

第7 監査の結果

1 市の財務に関する事務の執行状況

収入、支出、契約、出納保管及び財産管理等の事務について、提出資料に基づき説明を求め監査した。概ね適切に処理されていると認められた。

また、予算の執行については、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められた。

2 市の経営に係る事務の管理状況

経営に係る事務の執行管理について、提出資料に基づき説明を求め監査した。概ね良好であると認められた。

3 市の事務事業の執行状況

事務事業の執行管理について、提出資料に基づき説明を求め監査した。概ね良好であると認められた。

4 工事の進捗状況

監査時点において施工中の工事を抽出し、関係書類及び現場施工状況の監査を実施した。総じて良好であり、概ね適正に施工されていると認められた。

5 施設の維持管理

千代田地区2施設、霞ヶ浦地区5施設、公立学校3校を抽出し、施設の維持管理、安全管理状況の監査を実施した。施設の維持管理状況は概ね良好であると認められた。

なお、更新・修繕等については施設台帳を整備のうえ、中長期展望にたつて予算・耐用年数に対応した更なる適正な維持管理に努められたい。

第8 監査意見

各対象部局別の指摘事項及び意見等は、次のとおりである。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度、適切に措置するよう指示したので申し添える。

1 総務企画部

- 各庁舎の維持管理については、物価高騰に伴い費用が増加傾向にあることから、委託内容を精査するなどしてより一層の経費削減を図られたい。
- より効果的な予算編成を推進するために、経常経費と政策経費を分けて査定を実施するよう引き続き検討されたい。政策経費については中・長期的な事業計画（3・5・10か年計画）に基づき、不要不急の支出を抑制し、費用対効果を念頭に置いた予算の編成及び執行に図られたい。
- 補助金交付団体については、社会・経済情勢の変化を踏まえ、団体や事業の在り方を再検討されたい。併せて、補助金額については、定期的（5年ごと）に第三者の意見を取り入れながら適切に見直しを図られたい。
- 千代田地区についてはコミュニティステーションが設置されていないことから、地域コミュニティ形成の拠点として、今後の設置を図られたい。

- 業務を適正かつ効果的に遂行するため、職員研修制度の充実を図り、スペシャリストの育成及び職員の能力開発を図られたい。また、職員の勤務意欲の向上に資するよう、人事評価制度の適正化を進めるとともに、専門職の配置を含めた適材適所の人事配置に配慮されたい。
- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

2 市民部

- 地域コミュニティづくりについては、保健福祉及び防災等の地域課題に総合的に対応できる体制となるよう、充実した組織づくりに向けた支援体制の構築を図られたい。
- 人口減少・少子高齢化対策については、魅力あるまちづくりを基本方針とし、定住・移住促進に向けた受け皿づくり、制度の拡充及び対策室の設置など、事業の着実な推進を図られたい。
- 空き家については、今後とも増加することが予想されることから、発生の抑制・利活用の推進・適正な維持管理を柱としたさらなる事業の展開を図られたい。
- 避難所に指定されている各施設については、災害時に迅速かつ円滑に避難所設営が行えるよう、防災担当課と維持管理担当課の連携強化を図られたい。
- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

3 保健福祉部

- 財務並びに経営に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

4 産業経済部

- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

5 都市建設部

- 立地適正化計画については、その具体化を着実に進め、企業誘致を通じ人口減少対策・雇用創出の促進を図られたい。
- 国道6号バイパスについては、近隣自治体との連携を一層密にし、事業認可に向けた要望活動を継続的に推進されたい。

- 道路事業については、事業の優先順位や実施時期を精査した上で、道路工事に係る繰越事業の削減を図られたい。
- 幹線道路（1級・2級）の認定については、選定基準及び重要度・交通量等の現況に即した見直しを図られたい。
- 水道事業及び下水道事業については、一般会計から多額の補助を受けており厳しい経営状況にある。受益者負担の観点から、今後は使用料金改定を視野に入れた事業の展開を図られたい。
- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

6 会計事務局

- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

7 教育委員会事務局

- 運動公園については、公共施設等マネジメント計画に基づき、施設の集約を含めた適正化を図られたい。
- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

8 議会事務局

- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

9 農業委員会事務局

- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

10 監査委員事務局

- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

11 消防本部

- 財務に関する事務及び事務事業の執行管理は、概ね計画的かつ効率的に行われていると認められる。

第9 総括

国の経済見通しによれば、近年、持続的な賃上げの動きや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな兆しが見られ、長らく続いたデフレ状況からの脱却と、経済の新たなステージへの移行が期待されている。一方で、賃金上昇が物価上昇に十分追いついていない状況も依然として続いており、景気の先行きには不透明さが残るなど、再び停滞局面に転じるリスクも内包している。

こうした中、本市においても、急速な高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加をはじめ、少子化対策の推進、耐用年数を迎えた公共施設等の計画的な更新など、今後の財政需要の増大は避けられず、引き続き厳しい財政環境に置かれている。以上の状況を踏まえ、予算編成に当たっては、義務的経費及び投資的経費の適正化を強く意識し、経常経費と政策経費を明確に区分した上で、限られた財源をより効果的に配分するよう努められたい。

地方自治法第2条第14項においては、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げなければならない」と規定されている。また、地方財政法第4条第1項においても、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて支出してはならない」とされているところである。これらの趣旨を十分に踏まえ、業務執行に当たっては、業務の効率化を一層徹底するとともに、事業の実施状況について、支出に見合った効果が適切に発現しているかを的確に検証されたい。その結果、十分な効果が認められない事業については、事業内容の抜本的な見直しを含め、所期の目的が達成されているかどうかを厳正に評価していくことが求められる。併せて、より経済的かつ効果的な事業手法の研究及び検討に継続的に取り組まれたい。

市長が掲げる「活力とあたたかさあふれる市政」の実現に向け、適正な財政運営と中・長期計画に基づく選択と集中を通じ、本市の特性を生かした持続可能なまちづくりが一層推進されるよう、市執行部が一丸となって不断の努力を重ねられることを要望する。